

東洋のホームトレード

信用取引の契約締結前交付書面



金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号 加入協会：日本証券業協会

目次

I. 信用取引の契約締結前交付書面 1

1. 信用取引とは	1
2. 信用取引の手数料など諸費用、リスク等について	1
3. 信用取引の基本的な流れ	3
4. 代用証券の種類、代用価格等	4
5. 信用取引の仕組みについて	5
6. 信用取引に係る金融商品取引契約の概要	6
7. 金融商品取引契約に関する租税の概要	6
8. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等	7
9. 当社の概要	8
10. ぜひ注意していただきたいこと	8

II. 東洋のホームトレード信用取引 10

1. 信用取引口座の開設手続き	10
2. ホームトレード信用取引における留意事項	12
3. 保証金・保証金代用証券	13
4. 取引に関して	16
5. 諸経費	18
6. 譲渡益税・配当金	20
7. その他の留意事項	21
東洋のホームトレード信用取引口座取扱規定	23

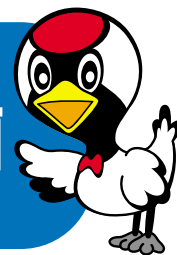
III. 「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン 27

1. 指定基準	27
2. 解除基準	28
3. その他	28

IV. 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン 29

1. 実施基準	29
2. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容	31
3. 解除基準	31
4. その他	32

I. 信用取引の契約締結前交付書面



(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

1. 信用取引とは

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 信用取引は、お客さまに一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券（※）や買付けに必要な資金を当社からお客さまにお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、お貸しした株券等や資金は、あらかじめ定められた期限までに返済していただく必要があり、この期限を越えて信用取引を継続することはできません。
- 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。なお、当社では、制度信用取引のみをお取り扱いしております。
- 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をもち合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客さま自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

(※) 株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

2. 信用取引の手数料など諸費用、リスク等について

(1) 手数料など諸費用について

- ・信用取引を行うにあたっては、後記Ⅱ東洋のホームトレード信用取引5.「諸経費」に記載の売買手数料、信用管理費、権利処理手数料をいただきます。
- ・信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料及び品貸料をお支払いいただきます。

(2) 委託保証金について

- ・信用取引を行うにあたっては、後記Ⅱ東洋のホームトレード信用取引3.「保証金・保証金代用証券」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。

- ・委託保証金は、売買代金の33%以上で、かつ30万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。

(3) 信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・信用取引を行うにあたっては、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券等の裏付けとなっている株式、債券、不動産、商品等（以下「裏付け資産」(※)といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- ・所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- ・信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

注) 詳細は、各取引所で公表されている後記Ⅲ.「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」及び後記Ⅳ.「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただけます。

このように信用取引は、お客さまの投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客さま自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

(※) 裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

3. 信用取引の基本的な流れ

信用取引口座の設定

「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する重要事項確認書」を差し入れていただき、その写しをお受け取りください。(注)

委託保証金

- 売買代金の33%以上で、かつ30万円以上が必要です。
- 委託保証金は株券等で代用することも可能ですが、一部分を現金にしてくださいとあります。
- 主な代用有価証券の掛目

(前日時価に対して)

上場株券	80%以下
上場投信 (ETF・REIT)	80%以下
マザーズ	80%以下

信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の額が売買代金の30%未満となった場合には、委託保証金の率が33%に回復するまでの不足額を発生日の翌々営業日の正午までに当社に差し入れていただく必要があります。



買付けから始める場合

金利の支払

買付代金に対する金利をお支払いいただけます。

売付けから始める場合

品貸料及び信用取引貸株料の支払

売付株券に対する品貸料・信用取引貸株料をお支払いいただけます。



返済の方法

売り返済

買い付けた株券等を売却することにより貸付金を返済していただけます。

現引

貸付金を直接当社に引き渡していただけます。(買い付けた株券等はお客さまにお渡しします。)

返済の方法

買い返済

売り付けた株券等を買戻すことにより貸付株券等を返済していただけます。

現渡

貸付株券等を直接当社に引き渡していただけます。(売却代金はお客さまにお渡しします。)

(注) 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力、投資目的等が必要です。場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

4. 代用証券の種類、代用価格等

委託保証金は、売買代金の33%以上で、かつ30万円以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

上場株券（札幌・福岡市場を除く 1 部・2 部）	80%以下
上場投信（ETF・REIT）	80%以下
マザーズ	80%以下

委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されること又は当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して6営業日目の日といたします。ただし、下記④の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。（当社「信用取引に係る委託保証金有価証券の掛目の変更等に関する規程」第6条）（後記Ⅱ東洋のホームトレード信用取引3.保証金・保証金代用証券（2）保証金代用証券・掛目をご覧ください。）

- ① 発行会社の株価が一定金額を下回った場合
- ② 発行会社が債務超過となった場合
- ③ 発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合
- ④ 金融商品取引所等が監理ポストに割当てた場合
- ⑤ ①～④のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

5. 信用取引の仕組みについて

(1) 制度信用取引

- ・制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。
- ・制度信用取引ができる銘柄は、株券のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)に限られます。
- ・制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限(6か月)の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われることがありますので、ご注意ください。
- ・制度信用取引における金利、貸株料は、その時々金利情勢等に基づき、お客さまと当社との合意によって決定されることとなります(※)。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。
また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足(貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態)が生じ、この株券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料(いわゆる逆日歩)を支払い、買い方はこれを受け取ることとなりますが、品貸料は、その時々株券調達状況等に基づき決定されることとなります(※)。
- ・制度信用取引について売り方のお客さまからお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客さまがこれを受け取るものではありません。
なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、後記Ⅱ東洋のホームトレード信用取引5.諸経費をご覧ください。
- ・制度信用取引によって売買している株券が、株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。

(注) ただし、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合(分割比率1:2等)
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値(約定値段)を減額します。

⇒上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。
また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3か月後）、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うことになります。

（注）制度信用取引では、お客さまが買い付けた株券は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券に株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

（※）その額は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

6. 信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- ・顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引
取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- ・信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理

7. 金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客さまに対する課税は、以下によります。

- ・信用取引における配当落調整額は、株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- ・信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。

8. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ・ 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。
- ・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ お客さまが当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買い付けた株券及び信用取引によって株券を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくことになります。この場合において、お客さまの当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。
- ・ 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

9. 当社の概要

〈商 号 等〉 東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号
〈本店所在地〉 〒104-8678 東京都中央区八丁堀4-7-1
〈加 入 協 会〉 日本証券業協会
〈指定紛争解決機関〉 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
〈資 本 金〉 134億円
〈主 な 事 業〉 金融商品取引業
〈設 立 年 月〉 昭和9年4月
〈連 絡 先〉 お取引のある部店、又は本社（03-5117-1040）にご連絡ください。

10. ぜひ注意していただきたいこと

- （1）信用取引口座を開設する際には、「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する重要事項確認書」に必要事項を記入・捺印のうえ、当社に差し入れてください。
信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。
なお、「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する重要事項確認書」については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- （2）信用取引で注文される際は、必ず「信用取引メニュー」画面からご入力ください。当社では「制度信用取引」のみ取扱っております。
- （3）信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金の率が30%未満になったときは、委託保証金の率が33%に回復するまでの不足額（追加委託保証金）を、発生日の翌々営業日の正午までに差し入れていただきます。（場合によっては、委託保証金の率が30%未満にならなくても追加委託保証金を差し入れていただくことがあります）。また、委託保証金の率が20%を下回った場合、または最低保証金が30万円を下回った場合には、発生日の翌営業日の正午までに33%に回復するまでの不足額を差し入れていただきます。
- （4）金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- （5）信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

（注）「日々公表銘柄の指数に関するガイドライン」および「信用取引にかかる委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」については、後記Ⅲ「日々公表銘柄の指数に関するガイドライン」後記Ⅳ「信用取引にかかる委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」をご覧ください。

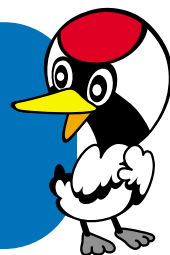
- (6) 信用取引の売付けを行う場合、売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の空売りに関する内閣府令」により、価格規制を受けることとなりますのでご注意ください。

(注) 個々の注文数量が50売買単位以内であっても、短時間で複数の注文に分割するなど、規制逃れを意図した取引であると認められる場合、以後のお取引を制限させていただくことがあります。

- (7) 株価の変動により損失を被ることがあります。この損失額は、場合によっては元本を超えることもありますのでご注意ください。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。
- (8) お客さまが当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。

これに対して、信用取引によって買い付けた株券及び信用取引によって株券を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び現引・現渡による信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、証券取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくことになります。この場合において、お客さまの当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

Ⅱ. 東洋のホームトレード信用取引



1. 信用取引口座の開設手続き

(1) 口座開設までの流れ

当社での信用取引口座の開設方法は以下のとおりとなります。

- ①当社ホームページに掲載しております「信用取引の契約締結前交付書面」をお読みください。
「信用取引の契約締結前交付書面」の内容を十分ご理解のうえ、口座番号、ご氏名、電話面接希望日時をEメールにてご連絡ください。
- ②ご希望の日時に当社から電話連絡し、面接をさせていただきます。なお、このご希望日時にご本人様と連絡が取れない場合、再度お申し込みいただくこととなります。
- ③当社にて信用取引開始基準及び電話面接の結果等に基づき審査をいたします。この結果はEメールでご通知いたします。
- ④審査にとおられたお客さまに、信用取引口座開設手続き書類一式をご登録住所にお送りします。
- ⑤発送した書類のうち、「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する重要事項確認書」「包括再担保契約に基づく担保同意書」に必要事項をご記入・ご捺印の上で返送ください。なお、「信用取引口座設定約諾書」には**4,000円の印紙を貼付のうえで返送ください。(印紙代はお客さまのご負担となります。)**
- ⑥当社でご返送いただいた書類の内容を確認し、信用取引口座開設の手続きをいたします。手続き完了のお知らせはEメールでご通知いたします。
※なお、審査および口座開設に時間がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 信用取引口座開設基準

- ①お客さまが満年齢で20歳以上76歳未満であること。
(注) 信用口座をご利用のお客さまは、満80歳の誕生日以後の新規建玉はご遠慮いただきます。
- ②当社の取引口座が開設されていること。
証券総合口座取引約款に基づき東洋のホームトレード証券総合口座を開設していること。
- ③信用取引の節度ある利用が行えること。
信用取引はお客さまの自己資金の他に融資資金により取引を行うことが可能です。即ち、融資資金に発生する損失が、自己資金に波及することがあるリスクの高い取引です。そのため、信用取引を過度に繰返し、結果的に自己資金が消滅する(若しくは自己資金以上損失が発生する)など、お客さまの財産形成に多大なる影響をもたらす場合が想定されます。よって信用取引を行われるには、節度ある取引を行われる必要があります。(お客さまが信用取引を開始されて、その取引が当社の預り資産状況に照らして過度であると当社が判断した場合、当社はお客さまの取引を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。)
- ④「信用取引に関する重要事項確認書」、「信用取引口座設定約諾書」「包括再担保契約に基づく担保同意書」を差し入れていただくこと。
a) 「信用取引に関する重要事項確認書」
当社のホームトレード信用取引では、委託保証金率、委託保証金最低維持率、返済期日などで、法令諸規則等が最低条件として示している取引条件よりも取引条件が厳しくなっております。これらはインターネット取引の非対面性という特性からお願いしている取引条件です。この取引条件等について、「信用取引の契約締結前交付書面」の記載内容を十分ご理解いただき、「東洋のホーム

「トレード信用取引口座取扱規定」をご承諾の上で「信用取引に関する重要事項確認書」を差し入れていただく必要があります。

b)「信用取引口座設定約諾書」

この約諾書は、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、JASDAQ証券取引所のそれぞれの受託契約準則第5条により徴求が義務付けられた書類です。

この書類は当社からお客さまに信用取引による信用供与を行う旨を定めた契約書ですので、印紙税法の定めるところにより印紙税4,000円が課税されます。(印紙代はお客さまのご負担となりますので、収入印紙を所定箇所に貼付・割印してください。)

c)「包括再担保契約に基づく担保同意書」

「包括再担保契約」とは当社が信用取引における資金及び株券調達の際、お客さまから代用証券としてお預りしている有価証券を混同担保に使用することへ包括同意していただくものです。当社が日本証券金融株式会社等から信用取引における資金及び株券調達をする場合、お客さまから代用証券としてお預りしている有価証券を日本証券金融株式会社等へ担保として提供することが必要となります。複数のお客さま分をまとめて管理している都合上、提供する担保は混同となっております。そのためお預り有価証券を混同担保として利用する旨の同意が必要となります。

⑤信用取引の経験があること、若しくは現物株式の投資経験が1年以上あり、かつ、信用取引に関する知識があること。

信用取引は現物株式の取引よりも、取引方法やその仕組みが複雑であり、また、リスクの高い取引です。そのため、取引においては即時の判断力や相応の知識が必要になります。

このようなことから、当社ではお客さまが上記の株式投資のご経験・知識がある場合にお申込みをお受けいたします。

⑥新規建玉時に掛目を考慮した現金換算の保証金を30万円以上入金または入庫できること。

信用取引口座開設後に、信用新規注文を行うには当社に対して最低でも時価評価額30万円以上(掛目を考慮した現金換算)の保証金を差し入れていただく必要があります。当社では現物取引においても完全前金制を採用しておりますが、信用取引をご利用いただくにあたって、保証金を事前にお預かりいたします。また、取引により発生する損失を考慮し、当社を含めた金融資産の総額が200万円以上あることも信用取引口座開設の条件となります。

⑦お客さまご自身がインターネットをご利用できる環境にあること。ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

当社での信用取引の注文はインターネットにおいて受付いたします。また、信用取引の保証金状況や期日の管理、取引方法等の確認のためにインターネットは必須となります。加えて、当社からEメールにより重要な連絡を行う場合がありますので、ご自身のメールアドレスも必須となります。なお、携帯電話のみのご利用は、信用取引口座の開設をお受けしないこととします。

⑧お客さまが当社と常に電話により連絡が取れる状況であること。

信用取引に係る有価証券の価格変動により保証金に不足が生じた場合や建玉の決済において損金が発生した場合など、緊急時には当社から電話連絡を行う場合があります。

⑨お客さまが暴力団員等の反社会的勢力でないこと。

当社は日本証券業協会理事会決議「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」に基づき、お客さまが暴力団員、暴力団関係者及びいわゆる総会屋等であることが判明した場合には、信用取引だけでなくすべての取引関係の解消を求めます。

⑩当社営業店での信用取引とホームトレードでの信用取引の併用はできません。

また、証券会社および投資顧問会社等を退職されて1年以内の方は信用取引口座の開設はできません。

これらの基準をすべて満たされることが当社で信用取引を開始される最低条件となります。

ただし、基準を満たされても電話面接後の社内審査によりご希望に添えないこともあります。

当社はその事由についての開示はいたしませんのであらかじめご了承ください。

2. ホームトレード信用取引における留意事項

(1) 基本的事項

①必要保証金額

信用取引で新規に建玉を建てる場合には、前日の時価評価（掛目を考慮した現金換算）で最低30万円の保証金が必要となります。

②保証金率、最低保証金維持率

保証金率は33%、最低保証金維持率（追証ライン）は30%、またその金額は30万円となります。保証金は現金又は当社が定める代用有価証券が対象となります。

③信用株式売買手数料

信用取引により株式の売買を行うには、手数料が必要となります。後記5.諸経費をご参照ください。

④取扱市場・取扱銘柄

東証・大証・名証各1部・2部上場の制度信用銘柄、およびJASDAQ・マザーズに上場の制度信用銘柄が取扱銘柄となります。貸借銘柄は売り買いともに可能ですがJASDAQ銘柄については売建てができません。また、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱いできない銘柄もあります。詳細につきましてはホームトレードのホームページ（お取引のルール of 国内株式信用）をご確認ください。

※札幌・福岡取引所上場の制度信用銘柄は取扱いいたしません。

⑤保証金の前金制

現物株式同様に信用取引においても前金制により保証金を差し入れていただく必要があります。

⑥保護預り証券（保証金代用証券）

保護預り証券は、原則として全て（ただし担保不適格銘柄を除く）保証金代用証券として取扱います。また、保証金は、当社がお客さまに融資する資金や株券を調達するため、当社の判断により必要に応じて再担保として提供いたします。

⑦二元管理

当社の信用取引は「二元管理」です。信用保証金と預り金は別管理となります。

(2) 完全前金制及びその例外

①前金制の考え方

当社では、現物株式の取引において、事前にお客さまよりご入金いただいた、お預り金と日興MRFの残高の合計額範囲内で取引をお受けする「前金制」を導入いたしております。（現物株式の成行注文等、一部例外もあります。）信用取引においても、この考え方は同様であり、お客さまが取引を発注される時点で差し入れられた保証金額、建玉（及びその損益状況）、現物株式や他の商品の取引状況、信用決済損金等を考慮した結果計算された信用余力の範囲内でお取引をお受けいたします。

②決済損金充當時の前金制の例外

信用取引の建玉の決済に伴い発生する損金については、前金制の対象となりません。そのため、発生した損金がお預り金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、決済を行った日から受渡日までの間に、不足金を当社にご入金いただき、当社で入金の確認ができることが必要となります。入金の確認ができない場合は、当社は不足金を解消するため、受入期日の翌営業日以降にお客さまに通知することなく、お客さまの保証金代用証券および建玉を任意で売却または決済させていただきます。なお、この段階で未約定の取引注文は当社の任意で取消し、また新たなお取引を制限するなどの場合があります。

3. 保証金・保証金代用証券

(1) 保証金

① 保証金

信用取引により新規建玉を建てることは、当社から融資する資金によりお客さまが有価証券を買付ける（又は、当社がお貸しする株券によりお客さまが有価証券を売付ける）状態を指し、これに必要な担保が保証金です。当社では最低30万円の保証金を差し入れていただく必要があります。また、保証金は株式（保証金代用証券）でも可能です。

② 保証金現金

お客さまより差し入れられた現金（お預り金）は、お客さまご自身により保証金現金への振替指示を行っていただきます。同様に、保証金現金からお預り金への振替指示もお客さまご自身で行っていただきます。それぞれの振替指示は以下の範囲内で可能となります。

- 保証金現金からお預り金へ

当社の定める計算方法による引出余力と現金引出余力のうち小さい方の金額。

- お預り金から保証金現金へ

未約定の想定買付金額や出金手続き等を行った金額を差し引いた、振替日以降最小となるお預り金残高。

※詳細はホームトレードのホームページ（お取引のルール（国内株式信用））をご確認ください。

この手続きは、信用余力の引き上げ・追加保証金の差し入れ・現物株式等の買付・建玉の現引・お取引口座からの出金等、お客さまご自身のご都合にあわせてご利用いただくためのものです。なお、保証金維持率の状況やお預り金の不足額発生状況に応じて、当社でその手続きを行えることとします。ただし、当社はその義務を負うものではありません。

③ 保証金率

信用取引により建玉を建てる場合に必要となる保証金の割合を保証金率といいます。当社の保証金率は33%となります。例えば、お客さまが信用取引で約定金額1,000万円の買建てをされた場合に、必要となる保証金は330万円となります。（保証金や建玉の状況により、このような結果にならない場合があります。）なお、法令諸規則等が変更された場合、個別銘柄の取引規制や当社独自の判断により保証金率は変更される場合があります。

④ 保証金維持率

保証金維持率とは、建玉代金合計に対する実質的な保証金の割合のことです。維持率の計算は、日々の維持率計算と建玉を決済した場合の維持率計算とでは計算方法が異なりますので十分ご注意ください。

日々の維持率計算における評価損益の取扱いについては評価損と評価益の合計になります。評価損と評価益を合計し、その結果が評価損の場合は保証金の価値から差し引かれます。（合計した結果が評価益の場合は保証金の評価に加算されません）

建玉を決済した場合の維持率計算は、決済損と決済益の合計ではなく決済損のみを考慮した計算になります。つまり決済益がありましても維持率計算には加算されません。

例えば50万円の利益が発生する銘柄と50万円の損金が発生する銘柄を同日に決済した場合、益金の50万円は考慮されずに損金の50万円だけが計算上保証金から差し引かれます。

その結果、建玉を減らしても保証金維持率がアップしない事態や場合によっては追証が発生するケースもありますのでご注意ください。（受渡日には益金を保証金へ振替えることが可能になりますが受渡日までには決済損金のみ維持率に反映いたします）

・ 計算式は以下の通りです。

$$\text{保証金維持率} = \frac{\text{保証金現金} + \text{代用証券評価額} - \text{建玉評価損} - \text{諸経費} - \text{決済損金額}}{\text{未決済建玉代金合計}} \times 100$$

⑤増担保銘柄の取扱い

- ・ ホームページ上でお知らせする新規建可能額は基本保証金率33%で計算されるため、増担保銘柄を新規建玉する場合、新規建可能額があってもお取引できない場合があります。
- ・ 一定比率以上の現金が委託保証金として必要となる場合があります。増担保銘柄の委託保証金として差し入れている現金を引き出すことや、決済損金に充当することはできません。委託保証金の現金が一定比率を下回った場合は、不足分をご入金いただきます。
- ・ 新規建て注文を受注中に増担保の規制が入った場合、ご注文の有効期間内であっても失効となります。

⑥追加保証金

- ・ 建玉評価損の拡大や保証金代用証券の値下がり等により、当日（発生日）の取引終了後に計算されたお客さまの保証金維持率が30%を下回った場合は33%を回復するため、必要となる追加保証金（いわゆる「追証」）を発生日から起算して3営業日の正午までに当社からの連絡の有無に係わらず差し入れていただきます。
- ・ 前記の保証金維持率が20%を下回った場合は33%を回復するため、また、委託保証金の金額が30万円を下回った場合は30万円を回復するため必要となる追加保証金を差し入れていただきます。ただし、その差し入れ期日は上記と異なり、発生日から起算して2営業日以内に当社からの連絡の有無に係わらず差し入れていただきます。

下回った基準	必要となる率・額	差し入れ期日
30%	33%	発生日から3営業日の正午まで
20%		発生日から2営業日正午まで
30万円	30万円	

- ・ 追加保証金の計算結果は、発生日当日の取引終了後に概算値を信用余力画面に表示します。（この段階で、必要に応じて当社から連絡を行う場合があります。）翌朝確定した計算値を表示しますので、お客さまご自身でご確認のうえ、お預り金の範囲内で充当できない場合は差し入れ期日までに不足額をご入金ください。
- ・ 追加保証金は、差し入れ期限までにご入金、保証金現金への振替指示をしていただき、当社でその確認ができることが必要となります。確認ができない場合は、当社はお客さまに通知することなく、未約定の取引注文は当社が任意で取消し、差し入れ期日の翌営業日以降、お客さまの全ての建玉を当社が任意で反対売買により決済させていただきます。その際発生した決済損金、お客さまのお預り金または保証金現金で充当できない場合、当社はお客さまの保証金代用証券を任意で売却することにより充当させていただきます。なお、この段階で未約定の取引注文は当社が任意で取消いたします。
- ・ 追加保証金の未入により、当社がすべての建玉を反対売買により決済した場合は、その後の信用取引は出来なくなります。（信用口座の閉鎖）
- ・ 追加保証金が発生した場合は、その後の株価の上昇等により保証金維持率が30%を上回った場合でも、差し入れが必要となり、また、追加保証金を差し入れられるまで信用新規注文は発注できません。
- ・ 保証金維持率及び額は、法令諸規則等の変更、または、当社独自の判断により変更される場合があります。
- ・ 未約定の信用新規注文が全数約定することにより、保証金の差し入れが必要となると当社が判断した場合、当該注文は当社が任意で取消いたします。

（2）保証金代用証券・掛目

①保証金代用証券の範囲

当社で取扱う保証金代用証券は、東証、大証、名証、JASDAQ、マザーズの上場株券および上場投信（ETF・REIT）となります。ただし、整理ポスト銘柄は代用証券として受入れられません。東証、大証、名証、JASDAQ、マザーズの保証金代用証券の掛目（現金換算率）は、前営業日の最終価格（または気配表示が行われているときは最終気配値段）の時価評価額の80%となります。

- ②保証金代用証券の銘柄が株式合併・株式併合・株式交換・株式移転・株式分割・減資・上場廃止（登録取消）等の措置となることで、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。
- ③掛目の変更により、追加保証金の差し入れが必要となる場合がありますのでご注意ください。当社の判断で掛目変更を行う場合の詳細については下記の通りです。

掛目変更となる事象変更適用日

①発行会社が債務超過となった場合	通知日から起算して6営業日
②発行会社に明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した場合	同上
③取引所が監理ポストに割当てた場合（※）	同上
④特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができない場合	同上
⑤重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合	通知日から起算して翌営業日
⑥業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合	同上
⑦突破的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合	同上
⑧行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合	同上
⑨その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合	同上

※整理ポストの代用有価証券からの除外は、金融商品取引所の規制によるものです。

※新興市場銘柄のうち特定の銘柄について、流動性や価格変動性などの特性を勘案して必要と認めた場合、該当銘柄の掛目変更等を行うことがあります。（通知日から起算して6営業日）

- ④株式数の変更を伴う権利処理が発生する銘柄については、株主確定日に、その一部または全部を保護預りから代用有価証券へ振替えること、または、代用有価証券から保護預りへ振替えることは権利処理の事務処理上受付を停止させていただきます。従いまして株主確定日を受渡日とする買付証券については、株主確定日翌営業日より代用有価証券として取扱いを行います。

代用有価証券振替制限の具体例

代用振替制限に係る各種取引に伴う代用振替日程は、下表のとおりとなります。

【銘柄情報】

A銘柄…株主確定日H22.3.31 権利付最終日H22.3.26

B銘柄…株主確定日H22.3.31 権利付最終日H22.3.26 株式併合10：1

C銘柄…株主確定日H22.4.30 権利付最終日H22.4.26

取引内容	銘柄	3月26日(金)	3月29日(月)	3月30日(火)	3月31日(水)	4月1日(木)
A銘柄5,000株の買い	A銘柄	権利付最終日 約定日			受渡日 代用振替	
B銘柄5,000株の買い	B銘柄	権利付最終日 約定日			受渡日 代用振替停止	株主確定日+1 代用振替
B銘柄10,000株の売り(代用分)	B銘柄	権利付最終日 約定日			受渡日 代用返戻	
C銘柄20,000株の買い 受渡日に代用入替予定	C銘柄	権利付最終日 約定日			受渡日 代用振替	
A銘柄20,000株の売り(代用分)	A銘柄	権利付最終日 約定日			受渡日 代用返戻	
B銘柄10,000株の買い 受渡日に代用入替予定	B銘柄	権利付最終日 約定日			受渡日 代用振替停止	株主確定日+1 代用振替

※振替制限の対象となる銘柄は、株式数の変更を伴う権利処理（株式分割・株式無償割当・株式併合等）が発生する銘柄です。

権利処理が発生しない銘柄については株主確定日における代用振替は通常通り可能です。

※株主確定日を受渡となる買い注文を入力時には注文画面上部に「【ご注意】ご注文の銘柄は、株数変更に伴う権利処理が発生いたしますので、約定した場合、代用評価への反映は、受渡日の翌営業日（株主確定日の翌営業日）となります。」の注意喚起メッセージを表示いたします。

4. 取引に関して

(1) 取引注文に関して

① 取引市場・取扱銘柄

当社が信用取引で取扱う銘柄は、東京・大阪・名古屋・JASDAQ各金融商品取引所の上場銘柄およびマザーズ銘柄の制度信用銘柄として指定されたものです。制度信用銘柄の「貸借銘柄」は信用新規買い注文・売り注文ともに可能ですがJASDAQ、マザーズ銘柄は買建てのみ可能で売建てはできません。「信用銘柄」は信用新規買い注文のみ行えます。ただし、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。

② 信用新規注文

信用取引による新規建ては、信用取引注文画面の「新規建可能額」の範囲内で行えます。この「新規建可能額」は、「信用余力÷ご注文銘柄の保証金率」の金額となり、発注可能な建玉金額（約定金額）の限度額を示しております。

【「新規建可能額」計算例（建玉決済なし）】（諸経費は含みません。）

保証金	A銘柄	時価	500万円	現金換算額	400万円
	B銘柄	時価	200万円	現金換算額	160万円
	現金				50万円
建玉	C株式	建玉金額	250万円	評価損	20万円
	D株式	建玉金額	300万円	評価益	5万円
委託保証金 = 610 - 20 + 5 = 595万円					
保証金維持率 = $595 \div (250 + 300) \times 100 = 108.18\%$					
新規建可能額 = $595 \div 33\% - (250 + 300) = 1,253$ 万円					

（ご注意）・建玉決済ありの場合は、13ページ④「保証金維持率」をご覧ください。

・信用新規売り注文に限り、注文指値訂正や注文株数訂正（削減）が出来ません。指値訂正や株数削減を行う場合は、該当注文を一旦取消し、取消し可否確認の後、新規注文として再発注してください。

③ 信用返済注文

建玉は所定の決済期日までに反対売買または現引若しくは現渡により決済していただきます。また、注文時に決済する建玉をあらかじめ指定していただきます。ただし、一旦注文が約定した後に建玉の変更はできません。

・反対売買

反対売買とは、買建玉は売り返済、売建玉は買い返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率に係らず取引いただけますが、新規建を行った金融商品取引所市場以外では行えません。

・現引

現引とは、買付代金相当額を支払い現物株式を引き取ることを指します。現引可能額はお預り金（現物株式の買付注文と同額）の範囲内となります。

・現渡

現渡とは、貸付株券に現物株式を充当することを指します。現渡可能数量はお預りする保証金代用証券（現物株式の売却注文と同数量）の範囲内となります。

※それぞれの取引可能時間はホームページをご確認ください。

④ 有効期限付注文

信用取引における有効期限付注文の取扱いは以下のとおりです。

取引	有効期限
信用新規売り注文	当日中
信用新規買い注文	当日中、今週中
信用返済売り注文・買い注文	当日中、今週中

※返済注文の有効期限内に返済期限が到来する場合は、返済期限が優先されます。

※信用新規売り注文に限り、夜間注文のお取扱いが出来ません（注文受付開始時間は午前8時10分となります）。

⑤現物株式取引

・買付注文

現物株式の買付注文は、当該注文の受付時点で確定しているお預り金残高の範囲内とし、他に買付注文や出金手続き等がある場合はその金額を差し引いたものになります。なお、買付けた株式は受渡日にすべて保証金代用証券として取扱われます。

・売却注文

現物株式（保証金代用証券）の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預りする残高数量の範囲内である場合に行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。なお、注文時に売却代金の充当先（お預り金・保証金現金）をあらかじめご指定いただきます。

●お預り金に充当

保証金代用証券の売却代金全額を売却約定時より現物株式や株式以外の商品のご購入代金に使用する場合は、お預り金への充当を選択いただけます。（売却注文時より保証金代用証券分の担保価値は評価されず、保証金維持率および信用余力は低下します。）ただし、売却可能な保証金代用証券の範囲は保証金維持率が33%を超える部分（引出余力）に限定され、保証金維持率が33%を下回る場合にはお預り金への充当は選択できません。

●保証金現金に充当

保証金代用証券の売却代金を受渡日以降も引き続き担保として使用する場合には、保証金現金を選択いただけます。また、売却代金から代用評価額分を差し引いた残金については、売却約定時より現物株式や株式以外の商品のご購入代金に使用することができます。

なお、保証金現金への充当は、保証金維持率の状態に係わらず選択できます。

※売却注文が一旦約定した後に、充当先の変更はお受けできません。注文時点に充分ご注意ください。

⑥取引の種別

取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引（またはその逆）への変更は、受付できません。そのため、発注時に信用・現物の種別を充分留意されたうえでご注文ください。

⑦最大建玉金額

お客さまの保証金の状況に係わらず、信用取引による同一銘柄の建玉上限金額は以下のとおりとします。

取引所	上限金額
東証一部・大証一部・名証一部	1億円以内
東証二部・大証二部・名証二部	5千万円以内
東証マザーズ・JASDAQ	3千万円以内

同一の銘柄を複数の市場で建玉する場合、各市場の限度額が適用され、且つ、一銘柄の建玉限度額は上限金額が最も大きい市場の額とします。なお、信用取引による全ての銘柄の建玉合計金額は5億円以内とします。

⑧最大注文数量・金額

お客さまの保証金の状況に係わらず、1注文当りの最大注文数量は売買単位の500倍（2部およびJASDAQ、マザーズは100倍）までとし、また1注文当りの最大注文金額は3,000万円までとします。

（注）信用新規売り注文に限り、同一銘柄において当日の価格規制に該当する注文・約定の総株数が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、成行及び価格規制に該当する注文の受付を制限させていただきます。

（2）建玉の決済期日

①通常時の決済期日

信用取引で建てた建玉は、あらかじめ決済期日が決まっています。建玉に対して当社がお客さまに信用を供与した期限は6ヶ月となります。したがって、信用建玉の新規約定日から6ヶ月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、応当日が休日の場合はその前営業日となります。）が決済期日となります。ただし、当社ではこの決済期日の前営業日までに反対売買、現引又は現渡による決済をしていただきます。なお、建玉毎の決済期日は建玉一覧で表示いたします。

②決済期日の繰上げ

建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合、またはJASDAQ、マザーズ市場から他金融商品取引所市場への上場（鞍替）により、現物取引となる金融商品取引所市場の単独上場となった場合は、お客さまの建日に係わらず決済期日は繰上げとなります。なお、お客さまには繰上げ後の返済期日の前営業日までに反対売買、現引又は現渡による決済をしていただきます。

実施措置	対象銘柄	変更後の決済期日
上場廃止	該 当 銘 柄	売買最終日以前で当社が任意で定める日（注）
株式合併	被合併会社	最終売買日の前営業日
株式交換	被交換会社	最終売買日の前営業日
株式移転	完全子会社	最終売買日の前営業日
減 資	該 当 銘 柄	減資手続きのため売買停止となる前営業日
株式併合	設 定 銘 柄	最終売買日の前営業日

（注）応当日がない場合はその月の末日とし、応当日が休日の場合はその前営業日となります。

※上記に該当する場合でも、当社の判断において決済期日を繰上げしない場合があります。

※実施措置の内容や銘柄により、決済期日に変更になる場合があります。

③決済されない場合

お客さまが、決済期日前営業日までに反対売買、現引または現渡されない場合、当社は決済期日（または、当社が任意で定める日）に任意の単価で反対売買により決済させていただきます。（状況により現引・現渡により決済する場合があります。）その際発生した決済損金等が、お預り金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。ご入金いただけない場合（当社で入金の確認ができない場合）は、お客さまの保証金代用証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合は、速やかにご入金いただきます。

（３）出金

ご出金可能額は、お客さまの取引口座におけるお預り金残高の範囲内となります。ただし、出金日以降に受渡日未到来の買付代金部分はお出金できません。また、保証金維持率の状況によりご出金を制限する場合があります。

（４）入金

ご入金は、お預り金に充当されますので保証金現金への振替は、お客さまご自身により行っていただきます。

（５）出庫

出庫は原則として証券保管振替機構を通じた口座振替により行います。当社が「上場株式等移管依頼書」を受入れた時点で、保証金維持率の33%を超える金額（引出余力）が出庫する保証金代用証券の評価額合計以上でない場合には、出庫をお受けできません。

5. 諸経費

（１）信用株式売買手数料

約定代金に対して当社が定める額の売買手数料をお支払いいただきます。

会員コース 月額定額手数料：10,500円

現物取引、信用取引の如何を問わず毎月の初回約定に10,500円の手数料を課金させていただきます。当該手数料は月末までの月間約定回数が60回または月間約定代金累計が1億5,000万円を超えるまでの手数料とします。

当該約定回数または約定代金累計を超えた翌営業日から超過時手数料（※1）をいただきます。

なお、信用取引における「現引き」、「現渡し」は約定回数、約定代金には含めません。

(※1) 【取引報告書等を電子交付ご選択のお客さま】

約定代金：100万円までは420円、100万円超部分に0.0105%を加算。

【取引報告書等を郵送交付ご選択のお客さま】

約定代金：100万円までは420円、100万円超部分に0.01575%を加算。

いずれも上限は2,100円。

※手数料の計算にあたっては円未満の金額は切り捨てます。

※売買回数のカウントは注文単位とし、出来値分割分は回数に含めません。

※一定期間お取引が無い場合、一般コースへ自動変更となります。

一般コース

一約定あたり、

【取引報告書等を電子交付ご選択のお客さま】

約定代金：100万円までは840円、100万円超部分に0.0105%を加算。

【取引報告書等を郵送交付ご選択のお客さま】

約定代金：100万円までは840円、100万円超部分に0.01575%を加算。

いずれも上限は3,150円。

手数料例

約定代金	一般コース	会員コース	
		月額定額手数料10,500円	超過時手数料
100万円	840円	月間売買回数が60回または 月間約定金額累計が1億 5,000万円までの手数料と します。	420円
300万円	1,050円		630円
500万円	1,260円		840円
1,000万円	1,785円		1,365円
上限手数料	3,150円		2,100円

(2) 信用金利

買い建玉の場合はお客さまに建玉金額に対する信用金利をお支払いいただき、売り建玉の場合は当社が建玉金額に対する信用金利をお支払いいたします。信用金利は当社が定める率となります。詳細は信用取引基本情報をご確認ください。

・買方金利2.27%、売方金利0%（2011年5月現在）

※信用金利は、金融動向等により変動する場合があります。

(3) 信用取引貸株料

売建玉については、その約定金額に対して一定率を乗じた金額の「貸株料」をお支払いいただきます。この貸株料は金利情勢や貸借取引貸株料の動向によって決定されます。（貸株料は逆日歩とは異なり買建玉保有のお客さまが受取るものではありません）

・信用取引貸株料1.15%（2011年5月現在）

(4) 品貸料(逆日歩)

証券金融会社は貸株残高が融資残高を超えて株不足となった場合、機関投資家等から不足株数を調達します。その際発生した株券の調達費用を、売方（売り建玉）は買方（買い建玉）に品貸料として支払わなければなりません。この品貸料を一般的に「逆日歩」といいます。逆日歩は1株あたりの単価で計算され、新聞等にも掲載されます。

(5) 管理費

平成20年2月12日以降の応答日から無料

※管理費は変動する場合がありますのでご注意ください。

(6) 権利処理手数料

権利確定日をまたいで買建てをしている場合、建玉毎に1売買単位あたり52.5円(税込)の権利処理手数料が必要となります。ただし、大幅な株式分割が行われた場合などで、証券金融会社により権利処理手数料の調整が行われた場合には当該調整された料金となります。

6. 譲渡益税・配当金

(1) 譲渡益税

① 一般信用口座

建玉の反対売買時・現渡時ともに、お客さまが確定申告されることにより、他の信用取引や現物株式等を含めた年間の売買損益を通算した益金に対し、譲渡益税が課税されます。

② 特定信用口座（源泉徴収ありを選択した場合）

建玉の反対売買時・現渡時ともに譲渡益に対しては所得税・住民税を徴収し、譲渡損に対しては徴収額を上限に所得税・住民税を還付します。月々の損益を計算し最終的に年間（1～12月）での累計損益を算出します。その結果が益であった場合には翌年に金融商品取引業者（証券会社）が代理納付します。

③ 特定信用口座（源泉徴収なしを選択した場合）

一般信用口座と同様ですが、「年間取引報告書」が作成されますので、簡易な確定申告が行えます。

(2) 配当金（配当落調整額）

- ・ 建玉が権利確定日をまたいで建てられている場合は、当該発行会社の配当金支払時期に、配当落調整額の授受が必要となります。配当金の支払時期は発行会社によって異なりますが、概ね決算日の3ヶ月後となります。
- ・ この時点で、買い建玉については、お客さまの取引口座へ入金されます。また、売り建玉については、お預り金・保証金現金からお支払いいただきます。お預り金・保証金現金の範囲内で充当できない場合は、不足額をご入金いただきます。
- ・ 配当落調整額の授受は、すでに返済が終了した建玉に対しても発生します。特に売り建玉の場合は支払義務が発生しますので注意が必要です。
- ・ 配当金（配当落調整額）は、配当金相当額から所得税源泉徴収相当額を控除した額となります。

7. その他の留意事項

(1) MRFの取扱い

信用取引口座を開設いただくお客さまには、「日興MRF自動スweep取引取扱規定」に基づく申込（以下、「MRF口座」といいます。）は、解約いただくこととなります。また、信用取引口座開設中はMRF口座を開設することはできません。なお、信用取引口座開設時にMRFのお預り残高は、全て解約のご注文があったものとして取扱います。

(2) 二階建て

保証金代用証券の銘柄と建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる状況を「二階建て」と言います。「二階建て」に該当すると、相場状況やお客さまの取引状況により追加保証金を差し入れていただく場合や新たな取引を制限する場合があります。

(3) 権利処理

制度信用取引によって売買している銘柄に、株式分割による株式を受ける権利または新株予約権等の権利が付与された場合には、金融商品取引所が定める権利処理価格を最初の売買値（建て値）より引き下げて、売り方・買い方双方の不公平をなくします。これを制度信用取引における権利処理といいます。ホームトレードの信用取引におきましては、この方式のみとなります。

① 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる株式分割の場合

株式分割の比率に応じて建玉株数を増加し、建て値を減額します。

例：分割比率が 1：2 の場合

（分割前）建て値900円で1,000株 買建で「1：2の株式分割」実施

（分割後）建て値450円で2,000株 に修正になります

（注）新株式の返済期日は建玉毎の期日と同一日となります

② 上記以外の株式分割の場合

分割比率が1：1.5のように整数倍にならない株式分割の場合がこれに該当します。

例：分割比率が 1：1.5 の場合

（分割前）建て値900円で1,000株 買建で「1：1.5の株式分割」実施

権利処理価格が290円になったとすると…

（分割後）建て値610円で1,000株 建て値のみ修正になり株数は変わりません

解説：お客様は新株を取得できない代わりに新株を金銭に換算した額（権利処理価格）を受領することになり、この金額が建て値から控除されます。この権利処理価格は証券金融会社において行われる権利入札によって決まりますので株式分割後の建て値は株式分割の比率で除算した600円になるとは限りません。

(4) 取引口座の閉鎖

当社では、お客さまの建玉がないまま保証金（保証金現金、保証金代用証券）を長期間継続してお預りすることはできません。信用取引口座の開設以降、または、最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま6ヶ月を経過した場合、自動的に信用取引口座を閉鎖いたします。また、信用取引を再開される場合は改めて信用取引口座の開設手続きをしていただきます。なお、閉鎖手続きに伴い、閉鎖処理日に未約定の取引注文を当社の任意で取消す場合やお取引を制限させていただく場合があります。

（５）当社からの連絡

当社から、お客さまが追加保証金の差し入れを必要とする場合や返済期日の到来等について、Ｅメールまたはメッセージボードにより連絡を行う場合があります。この連絡はあくまで当社が任意で行うものであり、お客さまに対しその着信を保証するものではありません。連絡の有無に係わらずお客さまはご自身の責任により信用余力画面をご確認いただき、必要な手続きを行われますようお願いいたします。また、当社に届出られたＥメールアドレスを変更する場合、ご自身により所定の手続きをお取りください。

（６）免責事項

お客さまが法令・諸規則又は、当社の定めるホームトレード信用取引口座取扱規定や制度を遵守されず、当社が行う保証金代用証券の処分、建玉の処分、取引注文の取消し、その他一切の行為によりお客さまの取引口座に発生した損失について、当社はその責めを負いません。

（７）本説明書の取扱い

当社は、本説明書の内容を変更する場合、お客さまにその変更事項を通知いたします。この場合、所定の期日までにお客さまより異議の申出がないときは、その変更に同意いただいたものとみなしてお取扱いいたします。

なお、その変更事項が従来のお客さまの権利を制限する内容でないもの、お客さまに新たな義務を課す内容でないもの、または性質上変更が予定されているため既に本説明書中に変更や制限等を課す場合がある旨が記載されているもの（具体的には下記*の箇所に列挙してあるものです）については、当社のホームページへ掲載する方法に代えることとしますのでお客さまご自身でご確認いただきますようお願い申し上げます。

（*）法令諸規則や当社独自の判断により変更・制限される場合があるもの。

信用取引取扱い銘柄、保証金率、保証金維持率（額）、保証金代用証券取扱い銘柄（掛目）、諸経費、税制・税率

以上

東洋のホームトレード信用取引口座取扱規定

第1条（規定の趣旨）

- （1）この規定は、お客さまが東洋証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定申込されたホームトレード取引口座で行われるインターネットを利用した取引およびそれに付随する業務の取扱いのうち、特に信用取引に関する取決めです。
- （2）お客さまは、信用取引を利用するにあたって、この規定によるほか、関係法令諸規則、当社各規定等を遵守するものとします。

第2条（信用取引口座開設の申込み）

- （1）お客さまは、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。
 - ①お客さまが満年齢で20歳以上76歳未満であること。
 - ②すでに当社の「東洋証券ホームトレード取扱規程」に基づく取引口座を開設していること。
 - ③信用取引の節度ある利用が行えること。
 - ④信用取引口座開設後の取引開始基準として、最初の新規取引の際に、あらかじめ当社の定める一定額以上の現金または有価証券の差し入れが必要という条件を承諾していること。
 - ⑤お申込みの段階で金融資産が200万円以上あること。
 - ⑥信用取引のご経験、または、1年以上の株式投資のご経験があり、かつ、信用取引に関する知識があること。
 - ⑦信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、信用取引口座設定約諾書及び信用取引に関する説明書の内容を承諾していること。また、包括再担保契約に同意していること。
 - ⑧インターネットを利用できる環境にあること。
 - ⑨電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうること。
- （2）当社が、前項の要件及び当社が定める基準により信用取引口座開設の可否を審査し、当社がこれを承認した場合に限り、お客さまは信用取引を利用できるものとします。
なお、審査の結果、信用取引口座が開設できない場合であっても、当社はお客さまにその理由を開示しないものとします。

第3条（取引の種類）

お客さまが信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第4条（信用取引による取扱数量・金額）

お客さまが信用取引により有価証券の買付又は売却の取引注文を行える数量・金額は、当社が定めるものとします。

第5条（対象銘柄）

- （1）お客さまが信用取引を行える銘柄は、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所およびJASDAQ証券取引所上場銘柄およびマザーズ銘柄で制度信用銘柄として指定されたもののうち、当社が定めるものとします。
- （2）前項の規定に関わらず、金融商品取引所、日本証券業協会及び証券金融会社等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

第6条（建玉の制限）

（１）信用取引による同一銘柄の建玉上限金額は以下のとおりとします。

取引所	上限金額
東証一部・大証一部・名証一部	1億円以内
東証二部・大証二部・名証二部	5千万円以内
東証マザーズ・JASDAQ	3千万円以内

同一の銘柄を複数の市場で建玉する場合、各市場の限度額が適用され、且つ、一銘柄の建玉限度額は上限金額が最も大きい市場の額とします。

（２）信用取引による全ての銘柄の建玉合計は5億円以内とします。

第7条（委託保証金）

- （１）委託保証金は、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。
- （２）前項の委託保証金は、当社が指定する有価証券（以下「保証金代用証券」といいます。）をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。
- （３）保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が定めるものとします。

第8条（保証金代用証券の取扱い）

- （１）当社でお預かりする有価証券はすべて保証金代用証券として差し入れるものとします。ただし、当社が代用不適格と認めた有価証券についてはその限りではありません。
- （２）お客さまは当社に差し入れた保証金代用証券を、当社がお客さまに貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため証券金融会社等に再担保として提供することをあらかじめ承諾するものとします。

第9条（お預り金及び委託保証金の取扱数量・金額）

お客さまがお預り金及び委託保証金により有価証券の買付又は売却の取引注文を行える数量・金額は、当社が定めるものとします。

第10条（委託保証金率・最低維持率）

- （１）委託保証金率は当社が定めるものとします。
- （２）委託保証金維持率の計算は当社の定める方法によります。
委託保証金の維持率が当社の定める委託保証金率を下回っている場合、保証金の引き出し、新規の買建・売建はできないものとします。
- （３）委託保証金の最低維持率および最低金額は当社が定めるものとします。
委託保証金が当社の定める最低維持率または当社の定める最低金額を下回った場合、お客さまは翌々営業日の正午までに、当社の定める委託保証金の維持率、または金額を維持するために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず差し入れるものとします。またこの場合、当社はお客さまからの取引注文を任意で取消することができるものとします。
- （４）委託保証金が法定維持率の20%を下回った場合、または保証金の額が30万円を下回った場合は、お客さまは下回った日の翌営業日の正午までに、当社の定める保証金維持率、または必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。なお、この場合、当社はお客さまの取引注文を、任意で取消を行なうことができるものとします。
- （５）お客さまが第3項又は第4項の所定の日時までに追加保証金を差し入れない場合、当社はお客さまに通知することなく、お客さまの口座における全信用建玉を当社の任意でお客さまの計算により反対売買することができ、その際損失が発生し、かつ不足分が発生した場合には、お客さまの保証金代用証券をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

- (6) 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客さまは当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。
- (7) 未約定の取引注文が全数約定することにより、お客さまが追加保証金の差し入れを必要とすると当社が判断した場合、当社はお客さまの取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。
- (8) 保証金代用証券の銘柄と建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる場合、お客さまは当社の請求に応じ追加保証金を差し入れるものとします。また、この場合、当社はお客さまの取引注文を制限することができるものとします。
- (9) 委託保証金率、最低維持率及び最低金額は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

第11条（返済期日）

- (1) お客さまが信用取引を行う場合、建玉については必ず所定の返済期日の前営業日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。
- (2) 建玉の銘柄が、上場廃止・株式合併・株式交換・株式移転・減資・株式併合等の措置がとられた場合、前項の返済期日は、当社が定める期日に変更できるものとします。また、この場合お客さまは、当社の指定する日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。
- (3) 前項又は前々項にかかわらず、お客さまが所定の期日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行わなかった場合は、当社は返済期日当日又は当社が任意で定める日に、お客さまに通知することなく、当社の任意でお客さまの計算において当該建玉を反対売買又は現引若しくは現渡が行えるものとします。
- (4) 前項の反対売買又は現引若しくは現渡を行った結果、損失が発生した場合には、お客さまは当社に対して速やかにその額に相当する金銭を入金するものとします。
- (5) お客さまが前項の金銭を入金しない場合、当社はお客さまの保証金代用証券をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

第12条（債務不履行）

- (1) お客さまが所定の時限を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客さまの保証金代用証券及びお取引口座の有価証券をお客さまの計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。またこの場合、当社はお客さまの取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。
- (2) お客さまが債務を履行しない場合、当社は証券業協会又は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第13条（信用取引事務管理費）

当社は建玉に対して、当社所定の信用取引事務管理費を徴収いたします。

（ホームトレード無料）

第14条（信用取引権利処理手数料）

当社は建玉に対して、当社所定の信用取引権利処理手数料を徴収いたします。

第15条（信用取引金利および貸借取引貸株料）

信用取引に関する金利および貸借取引貸株料は、当社が定めるものとします。

第16条（MRF口座の解約）

お客さまから信用取引口座開設の申込みがあった場合で当社が当該口座の開設を承諾したときは、当社はお客さまから「日興MRF自動スweep取引規定」に基づく一切のサービス（以下「MRF取引」といいます。）の解約及びお客さまが保有する日興MRFの解約の申込みがあったものとして取扱います。また、信用取引口座が開設されている場合、お客さまはMRF取引を利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。

第17条（申込事項等の変更）

お客さまは、東洋証券の口座開設申込書の記載事項等に変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

第18条（信用取引利用の禁止・解除）

- （1）お客さまが、関係法令諸規則、当社各規定、本規定、「信用取引口座設定約諾書」又は「信用取引の契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客さまの信用取引の利用禁止又は信用取引口座を解除することができるものとします。
- （2）次の各号いずれかに該当する場合、信用取引口座は解除されます。この場合、第16条のMRF取引は再開の申込みがあったものとして取扱うこととします。
 - ①お客さまが当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ信用取引口座の解約を申し出た場合。ただし、お客さまの信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。
 - ②お客さまが、すべての建玉を反対売買又は現引若しくは現渡されてから新たに信用取引を行わないまま、若しくは、信用取引口座を開設されてから信用取引を行わないまま6ヶ月を経過した場合。ただし、当該6ヶ月を経過する時点で、お客さまが信用取引口座の延長を希望される場合はこの限りではありません。
 - ③お客さまが前号により信用取引口座を延長されてから、信用取引を行わないまま6ヶ月を経過した場合。
 - ④信用取引口座をご利用のお客さまが満80歳の誕生日を迎えられた場合、その後の新規建玉はご遠慮いただきます。
- （3）前項の解除手続きのために、当社はお客さまの取引注文を任意で取消を行うこと、また、一時的にお客さまの取引を制限することができるものとします。

第19条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示・命令、若しくはその他必要が生じたときは、変更されることがあります。

以上
(平成23年3月1日)

Ⅲ.「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン



このガイドラインは(株)東京証券取引所制定のものです。(株)大阪証券取引所、(株)名古屋証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所においては、各取引所がそれぞれガイドラインを公表しております。

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。

1. 指定基準

次に掲げる(1)～(3)の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が10%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が60%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が20%以上である場合

(2) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が20%以上である場合
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が40%以上である場合

(3) 特例基準

(1) 及び (2) の基準のいずれにも該当しない場合において、取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(注1) 売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。

(注2) 1.については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。

(注3) 1.については、当該基準に該当しない場合であったも、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

2. 解除基準

次に掲げる(1)～(3)の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に解除する。

(1) 残高基準

次のイ及びロのすべてに該当した場合

- イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が8%未満である場合
- ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が16%未満である場合

(2) 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

(3) 特例基準

(1) 及び (2) の基準のすべてに該当している場合であったも、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。

3. その他

1. 「株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
2. 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。
3. 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
4. 「各営業日時点における25日移動平均株価」とは、当該営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
5. 「25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に該当した場合における解除基準に係る株価基準の適用について、次に該当する日のときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。
 - (1) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満である日
 - (2) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過している日
6. 「信用取の新規売付け比率」及び「信用取の新規買付け比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

(平成19年11月1日実施)

IV. 信用取引に係る委託保証金の率の 引上げ措置等に関するガイドライン



このガイドラインは(株)東京証券取引所制定のものです。(株)大阪証券取引所、(株)名古屋証券取引所、(株)ジャスダック証券取引所においては、各取引所がそれぞれガイドラインを公表しております。

株式会社東京証券取引所（以下「当取引所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。

1. 実施基準

(1) 第一次措置の実施基準

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる1.～3.の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。

1. 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が15%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が70%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が30%以上で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上である場合

2. 信用取引売買比率基準

次のいずれかに該当する場合

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における20日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が20%以上である場合
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が40%以上である場合

3. 特例基準

1及び2の基準のいずれも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(2) 第二次措置の実施基準

第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる1～3の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の受付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

1. 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高が第一次措置実施時の残高（第一次措置を実施した日における売残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が80%以上である場合
- ロ. 買残高が第一次措置実施時の残高（第一次措置を実施した日における買残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上である場合

2. 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が20%以上である場合
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が40%以上である場合

3. 特例基準

1.及び2.の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(3) 第三次措置の実施基準

第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる1.～3.の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

1. 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高が第二次措置実施時の残高（第二次措置を実施した日における売残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が90%以上である場合
- ロ. 買残高が第二次措置実施時の残高（第二次措置を実施した日における買残高をいう。）と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上である場合

2. 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が20%以上である場合
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付け比率（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が40%以上である場合

3. 特例基準

1.及び2.の基準のいずれにも該当しない場合において、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(注1) 第三次措置を実施した銘柄であっても、当取引所が必要と判断した場合には委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施することができる。

(注2) 売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。

(注3) 1.~3.の各(1)については、当該基準に該当した場合であっても、当取引所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に実施することができる。

(注4) 1.~3.の各(1)については、当該基準に該当しない場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

2. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

委託保証金の率の引上げ等の措置は以下のとおりとする。

委託保証金率：100分の20を加える。

うち現金担保分：100分の20を加える。

ただし、当該措置実施前に当該銘柄に適用されている委託保証金の率が100分の40を超える場合には、次のとおりとする。

委託保証金率：100分の10を加える。

うち現金担保分：100分の10を加える。

なお、当取引所が信用取引の利用状況、銘柄の特性及び市況全般との関連性等を踏まえて必要と判断した場合には、措置の内容を変更することができる。

3. 解除基準

次に掲げる1.~3.の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。

1. 残高基準

次のイ.及びロ.のすべてに該当する場合

イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が12%未満である場合

ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が24%未満である場合

2. 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

3. 特例基準

1及び2の基準のすべてに該当している場合であっても、当取引所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は措置を解除しないことができる。

4. その他

1. 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
2. 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。
3. 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
4. 「各営業日時点における25日移動平均株価」とは、当該営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
5. 25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。
 - (1) 委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき
 - (2) 委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき
6. 「信用取引の新規売付け比率」及び「信用取引の新規買付け比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも取引参加者証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。
7. 委託保証金の率の引上げ等の措置のほか、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。なお、このうち禁止の措置については、午前立会の売買における信用取引の利用状況が著しく過度であると認められる場合など当取引所が特に必要と判断した場合に限り、当日午後立会の売買（ToSTNeTを含む。）において適用することができる。

（平成19年11月1日実施）

